

保護者様

富士宮市教育委員会
(教育部・学校教育課)

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に罹患した際の対応変更について

日頃より本市の教育活動に対して、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市ではこれまで学校保健安全法施行規則で定められた感染症に罹患した際には、出席停止の措置をとり、書面「感染症に係る出席停止証明書」にて保護者に通知をしてきました。

このことについて、保護者の皆様への迅速な対応と学校における事務手続きの円滑化を図るため、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に罹患した際の学校の対応を、下記のとおり一部変更いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 変更開始時期

令和8年度（令和8年4月1日）より

2 出席停止書類の対応を変更する感染症

- (1) インフルエンザ
- (2) 新型コロナウイルス感染症

3 学校の対応変更内容

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に罹患した際、第15号様式「感染症に係る出席停止通知書」を発行しない。

※ 出席停止期間の記録につきましては、保護者から提出いただく証明書（「インフルエンザ罹患証明書」、または「出席停止解除にかかわる証明書」）をもって学校で適切に管理いたします。

4 注意点

- (1) 保護者の対応に変更はありません。従来どおり、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断、もしくは判定された場合は、速やかに学校へ御連絡ください。
- (2) 「感染症に係る出席停止通知書」が必要な方は、学校に依頼してください。
- (3) 水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等、上記2疾患以外の感染症につきましては、従来どおり、学校から「感染症に係る出席停止通知書」を発行いたします。

担当 指導係
電話番号 22-1185